

JOYO BANK NEWS LETTER

平成 30 年 2 月 28 日

株式会社 常陽銀行

傷害保険「めぶきのお守り」の取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、傷害保険「めぶきのお守り」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、日常生活における様々なケガの治療に加え、自転車事故や介護ニーズにも対応できる傷害保険です。お客さまが希望される保障の範囲に応じたプランをご提供いたします。

なお、銀行窓口での介護補償が選択できる傷害保険(第三分野)の取扱いは、関東の地方銀行では初めてとなります。

当行は、今後とも、お客さまのさまざまな金融ニーズにお応えし、サービスの向上に努めてまいります。

記

商 品 名	めぶきのお守り
取扱開始日	平成 30 年 3 月 1 日（木）
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
特 徴	（１）ケガのお守り 日常生活におけるさまざまなリスクに対応できます。 （２）自転車のお守り 交通事故のリスクに焦点をあてたプランです。近年高まっている自転車のリスクに対応しています。 （３）介護のお守り 介護の備えに適したプランです。ご加入者自身の介護に備えることができます。 ※その他にもゴルファー向けの補償プランも用意しております。

以上



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp